

建築士事務所廃止届

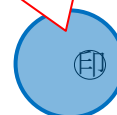
下記の建築士事務所を廃止したのでお届けします。

平成 27 年 7 月 15 日

法人の場合は代表者印
(法務局登録印)

届出人

広島登録建築設計 株式会社 代表取締役 安芸 太郎



広島県指定事務所登録機関

一般社団法人広島県建築士事務所協会会長 様

建築士事務所	ふりがな 名称	ひろしまとろくけんちくせつけい かぶしがいいしゃ 広島登録建築設計 株式会社 一級建築士事務所
	所在地	広島県広島市中区基町77-77
	建築士事務所の 級 別	一級建築士事務所
	登録番号	10 (1) 第 0000 号
	登録年月日	平成 22 年 9 月 21 日
	管理建築士氏名 及 び 建築士登録番号	広島 一郎 第 777777 号
廃止理由	(例) 業務を廃止した為	

届出により登録簿をまっ消しました。

平成 年 月 日

広島県指定事務所登録機関

一般社団法人広島県建築士事務所協会

・廃止理由によっては、届出人及び添付書類が異なりますのでご注意ください。

①開設者がその業務を廃止した場合	
届出人	開設者であった者
添付書類	なし
②開設者が死亡した場合(法人は開設者の死亡に伴い廃止する場合)	
届出人	(個人)相続人 (法人)新任代表取締役
添付書類	届出人との関係を証明する書類
③開設者が破産した場合	
届出人	その破産管財人
添付書類	破産の事実及び管財人であることを証する書類
④開設者である法人が合併により解散した場合	
届出人	その法人を代表する役員であった者
添付書類	解散の事実を証する登記事項証明書
⑤開設者である法人が合併または破産以外の理由により解散した場合	
届出人	その清算人
添付書類	解散の事実を証する登記事項証明書

・登録区分の変更は、廃止の届出を行ったうえで新規登録を行う必要があります。

●開設者 個人 ⇔ 法人

●級 別 木造 ⇔ 二級 ⇔ 一級

・副本の返送先が登録していた所在地と異なる場合はお知らせください。